

いじめ防止の取組をより実効的なものにするために

ふれあい月間「学校シート」の活用

いじめ防止の取組をより実効的なものにするには、「PDCAサイクルによる評価・改善」が大変重要です。「学校シート」を活用して、全教職員で自校の課題や改善策を明確にし、「学校いじめ防止基本方針」の改訂・共通理解につなげましょう。

ふれあい月間「学校シート」活用のポイント

① PDCAサイクルによる評価・改善

年間を通して実行する中で、6月と11月に2回、評価・改善を行います。自校の課題や改善策を明確にした上で、学校いじめ防止基本方針の改訂を行います。

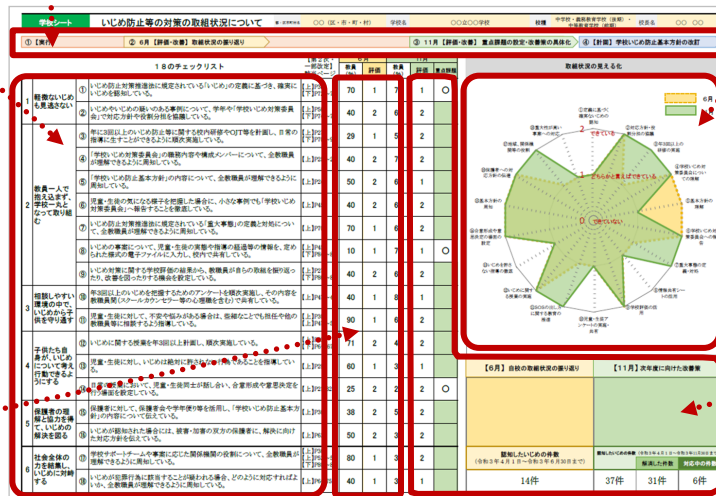
② 18のチェックリスト

都内公立学校が必ず取り組むいじめ防止の取組を18の項目に整理しています。

「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」の参照ページを見れば、より実効的な取組するためのヒントを得ることができます。

③ 「教員シート」の集計結果

18の項目ごとに「できている」と回答した教員の割合が自動集計されます。自校のいじめ防止の取組状況を点検する上で参考にすることができます。



④ 取組状況の見える化

6月、11月時点の学校の取組状況が自動的に見える化されます。取組が一層推進された項目や不十分な点が明確になり、自校の現状や課題を教職員等で把握・共有することができます。

⑤ 振り返りの機会の設定

6月と11月に「取組状況の見える化」と「いじめの認知状況」から、自校の取組を振り返ります。11月には、重点課題と改善策を明確にし、学校いじめ防止基本方針の改訂につなげます。

⑥ 保護者、地域、関係機関の理解促進・共通理解

「学校シート」を学校だよりやホームページに掲載したり、学校サポートチーム会議における意見交換のための資料にしたりすることで、保護者や地域、関係機関等の理解促進や効果的な連携の推進につながります。

校内研修等の内容例

1 ねらい

- 自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。
- 自校の基本方針の改訂点を理解するとともに、その実現に向けた自身の具体的な取組について考える。

2 研修の流れ（15分間×2回）

※教職員のみならず、学校サポートチーム会議等で実施しても効果的です。

	活動	留意点
年度末	①自校の現状と在るべき姿を確認する	○学校シート（現状）と学校いじめ防止基本方針（在るべき姿）を比較し、その差について、感じたことを話し合う。
	②自校のいじめ防止等の対策の課題について考える	○自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。裏面①の枠に、自身の考えを書き、話し合う。
○学校いじめ対策委員会が全教職員の意見を参考に、学校いじめ防止基本方針の改訂案を作成・提案する。 ○学校いじめ防止基本方針を教育課程や年間指導計画等に反映させる。		
年度当初	①学校いじめ防止基本方針の改訂点の内容とその意義を理解する	○学校いじめ対策委員会が、学校いじめ防止基本方針の改訂点等を説明する。 ○全教職員が、自校の基本方針の改訂点やその意義を保護者等に分かりやすく説明できることを目指す。
	②改訂点の実現に向けた自身の取組を考える。	○いつ、どの場で、誰に対して、何を、どのように実行するか、自身の具体的な取組について考え、裏面④の枠に書く。

研修等で活用できる
ワークシート

いじめ防止の取組をより実効的なものにする
ために、何ができるか、共に考えましょう。



課題と改善策の明確化 → 学校いじめ防止基本方針の改訂 → 共通理解

- * それを読めば、個々の教職員は自分が今、何をすべきかが分かるもの
- * それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいか分かるもの
- * それを読めば、学校が児童・生徒をどのように育てようとしているかが分かるもの

③ 一人一人の教職員による改訂点の確認
(年度当初)

② 学校いじめ防止
基本方針の改訂
(年度末)

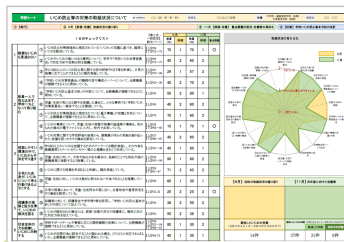
全教職員、保護者、地域等
で在るべき姿を共通理解する
ための実施計画

- 基本的な考え方
- 組織
- 年間計画
- 対応の手順 等

年2回、6月と11
月に「学校シート」を
活用して、評価・改善
を行う。

改善

学校シート



現状

評価

在るべき姿

どのような差があるか

計画

① 本校の課題 (年度末)

実行

子供

関係機関

④ 一人一人の具体的な取組の設定 (年度当初)・年間を通した実践

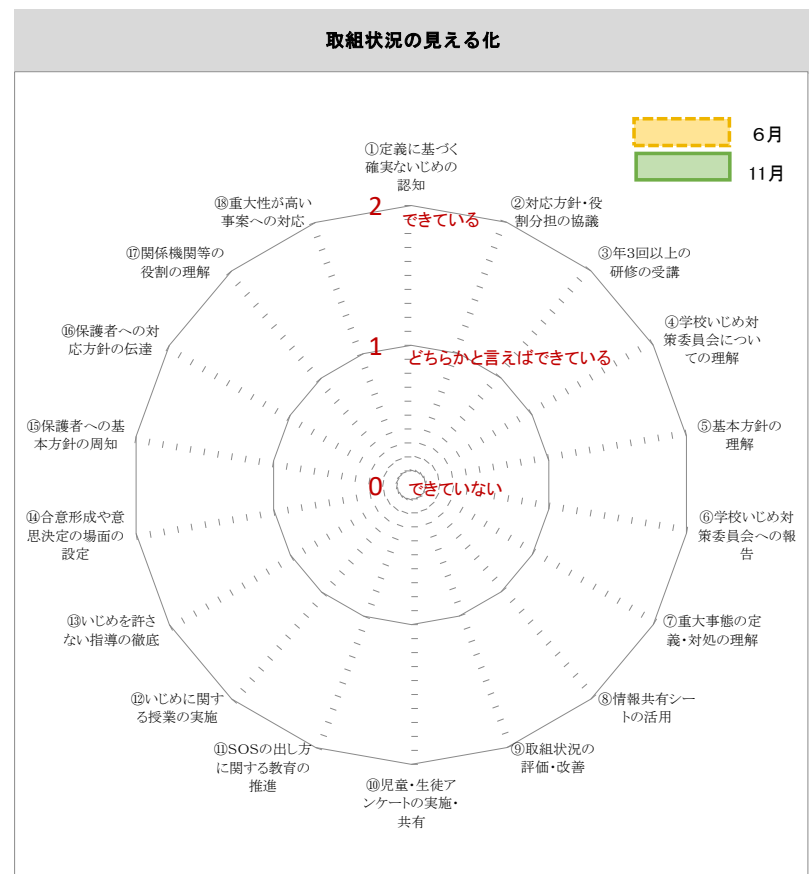
保護者

学校

地域

①【実行】	② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り	③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化	④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂
-------	----------------------	-----------------------------	---------------------

18のチェックリスト ※ 校務上、回答できない項目については「★」を選択してください。			【第2次・一部改定】 該当ページ	6月	11月	
			評価	評価	重点課題	
1	軽微ないじめも見逃さない	① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	【上】P38 【下】P72, 73			
		② いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議している。	【上】P56 【下】P74～77			
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③ 年に3回以上のいじめ防止等のための校内研修やOJT等を順次受け、日常の指導に生かしている。	【上】P27 【下】P70～96			
		④ 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解している。	【上】P25, 26			
		⑤ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解している。	【上】P24			
		⑥ 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告している。	【上】P45			
		⑦ いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解している。	【上】P70			
		⑧ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	【上】P45 【下】P84, 85			
		⑨ いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしている。	【上】P27 【下】P86, 87			
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑩ 年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間(スクールカウンセラー等の心理職を含む)で共有している。	【上】P47, 48			
		⑪ 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう指導している。	【上】P30 【上】P47～50			
4	子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする	⑫ いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。	【上】P29 【下】P6～67			
		⑬ 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導している。	【上】P29			
		⑭ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定している。	【上】P21, 32			
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑮ 保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えている。	【上】P36			
		⑯ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えている。	【上】P63			
6	社会全体の力を結集し、いじめに対峙する	⑰ 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について理解している。	【上】P36 【上】P52～54 【下】P80, 81			
		⑱ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解している。	【上】P64, 75			



【6月】自身のいじめ防止等の対策 取組状況の振り返り	
○成果	●課題

【11月】上記の課題解決に向けて、自身で取り組む具体的な改善策

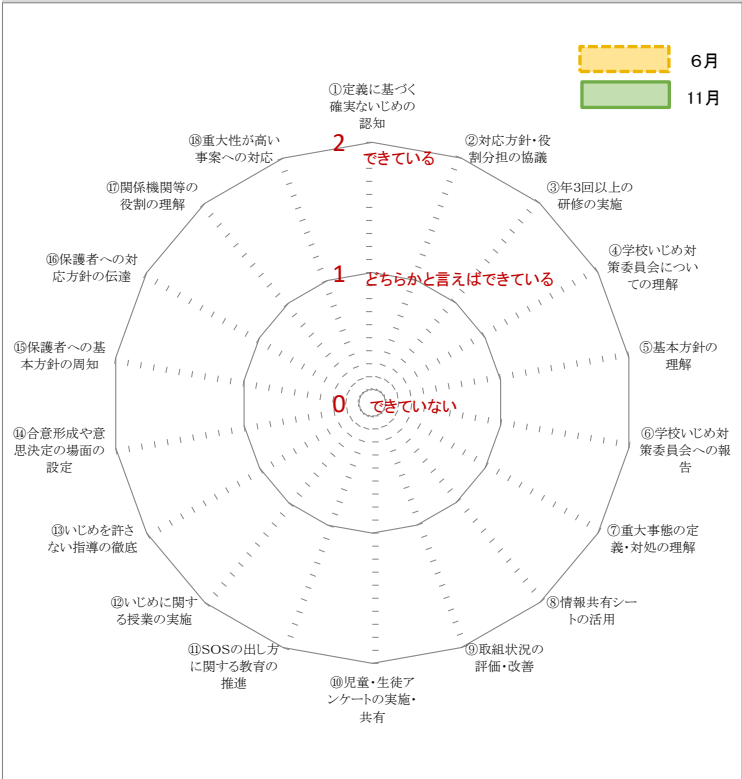
①【実行】 ② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り ③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化 ④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂

18のチェックリスト

【第2次・一部改定】 該当ページ	6月		11月		重点課題
	教員 (%)	評価	教員 (%)	評価	

1	軽微ないじめも見逃さない	① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	【上】P38 【下】P72, 73	60		0		
		② いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方針や役割分担を協議している。	【上】P56 【下】P74～77	60		0		
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③ 年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している。	【上】P27 【下】P70～96	50		0		
		④ 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。	【上】P25, 26	30		0		
		⑤ 「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。	【上】P24	40		0		
		⑥ 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	【上】P45	33		0		
		⑦ いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について、全教職員が理解している。	【上】P70	80		0		
		⑧ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	【上】P45 【下】P84, 85	10		0		
		⑨ いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員が自らの取組を振り返ったり、改善を図ったりする機会を設定している。	【上】P27 【下】P86, 87	10		0		
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑩ 年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間(スクールカウンセラー等の心理職を含む)で共有している。	【上】P47～48	0		0		
		⑪ 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼している大人に相談するよう、計画的に指導している。	【上】P30 【上】P47～50	60		0		
4	子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする	⑫ いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。	【上】P29 【下】P6～67	10		0		
		⑬ 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。	【上】P29	40		0		
		⑭ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。	【上】P21, 32	20		0		
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑮ 全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。	【上】P36	10		0		
		⑯ いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	【上】P63	20		0		
6	社会全体の力を結集し、いじめに対峙する	⑰ 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。	【上】P36 【上】P52～54 【下】P80, 81	20		0		
		⑱ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか、全教職員が理解している。	【上】P64, 75	30		0		

取組状況の見える化



【6月】自校の取組状況の振り返り	【11月】次年度に向けた改善策
<p>認知したいじめの件数 (令和3年4月1日から令和3年6月30日まで)</p>	<p>認知したいじめの件数 (令和3年4月1日から令和3年11月30日まで)</p> <p>解消した件数 対応中の件数</p>
0件	0件